

TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託 仕様書

1 業務名称

TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託

2 業務目的

丹波地域では、気候風土を生かして様々な優れた農産物を育み、地域の魅力が形成されてきた。しかしながら、近年は担い手の高齢化や後継者不足、農業・農村の構造の変化、経済のグローバル化の進展、食に対する消費者ニーズの変化等、農業を取り巻く環境が厳しさを増し、地域の活力低下が懸念される場所である。

こうした中、丹波地域の活力を維持するためには、地域が有する強みを生かした農業の持続的な発展と、農産物を生かしたツーリズム等の新たな魅力づくりが求められている。

そこで、丹波地域の豊かな自然や歴史・文化に育まれた農産物の中から、優れたものや魅力のあるものを TAMBA 十宝（仮称）として選定し、これら魅力のアピール、新たな商品やサービスの開発など、主に消費者や来丹者をターゲットとした取組みを通じて地域を活性化し、年間を通して賑わいあふれる「オシャレな田舎・TAMBA」の実現を図る道筋として、「TAMBA ブランド戦略推進構想」を策定する。

3 経費

委託金額は、3,500,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日から 令和3年 3月15日までとする。

5 業務内容

(1) TAMBA ブランド戦略推進構想の策定

ア 基礎調査

業務目的を踏まえ、構想策定に必要な調査（生産量調査、流通動向調査、生産者等意向調査、消費者等ニーズ調査、既存計画調査、先進事例調査等）を行い、結果を報告書に取りまとめる。

例) 生産量調査	・ ・ 農産物
流通動向調査	・ ・ 農産物、加工品等
生産者等意向調査	・ ・ 丹波地域生産者、事業者等
消費者等ニーズ調査	・ ・ 消費者、観光客、体験農園等
既存計画調査	・ ・ 丹波地域内の計画（農業、観光、まちづくり等） において構想策定に関連する部分の整理
先進事例調査	・ ・ 丹波地域と同程度の規模の自治体等の農産物 を生かした地域活性化の成功事例等

イ TAMBA ブランド戦略推進構想の策定

下記の（ア）～（ウ）を基本的な内容として、TAMBA ブランド戦略推進構想を策定する（A4 サイズで図や表を含め 80 頁程度を想定）。構想策定にあたっては、基礎調査の結果や TAMBA 十宝（仮称）ブランド戦略会議の協議内容等を反映する。

（ア）現状及び課題

ブランド戦略会議の内容や調査結果等を踏まえ、現状を分析するとともに十宝（仮称）の推進に関する課題を抽出する。

（イ）めざすべき姿及び基本方向

TAMBA 十宝（仮称）を複数品目組み合わせるなどの取組みを通して地域をどのように活性化していくか、10 年後の「めざすべき姿」を明確化する。

「めざすべき姿」を実現していくための取組みの基本方向を明確化する。

<基本方向の骨子の例>

- ①TAMBA 十宝（仮称）魅力の情報発信
- ②TAMBA 十宝（仮称）を手軽に楽しむ（日帰り）
- ③TAMBA 十宝（仮称）をじっくり楽しむ（滞在）

（ウ）具体的取組計画

基本方向に基づく各具体策の計画を、「めざすべき姿」への到達段階を考慮して取りまとめる。

（エ）構想の概要版およびプレゼン資料の作成

構想の概要を A 3 サイズに、構想の骨子を Power Point スライド 20 枚程度にとりまとめる。

(2) TAMBA 十宝（仮称）ブランド戦略会議の開催運営

TAMBA ブランド戦略推進構想の策定等について協議・検討を行うための戦略会議を開催する。運営支援にかかる業務は下記に掲げるものとし、戦略会議は5回程度開催するものとする。

- ① 戦略会議の開催、討議に必要な資料作成及び印刷
- ② 戦略会議の運営、TAMBA 十宝（仮称）の選定及び名称決定、計画案にする提言・助言の取りまとめ
- ③ 議事録の作成

(3) TAMBA 十宝（仮称）の選定及び名称決定

TAMBA 十宝（仮称）ブランド戦略会議事務局が実施する TAMBA 十宝（仮称）の選定及び名称決定に係る協力、支援。

(4) 打合せ協議の開催

業務着手時、戦略会議開催前、最終構想案策定時等必要に応じて、進捗状況や課題について委託者と十分に協議する。

(5) その他

戦略会議や委託者による協議などの開催に応じて資料作成や検討内容の説明を適宜行う。

6 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類など本業務の履行に必要な書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類名	数量	提出期限	納入場所	備考
・委託業務実績報告書 ・収支決算報告書	各1部	契約期間最 終日	丹波農林振 興事務所	詳細は別途 指示

※委託業務実績報告書に各業務の実施期間・実施概要・写真を掲載すること。

(2) 成果品

受託者は、本事業における成果品として以下のものを納入する。

なお、本業務における成果物及び業務作成上の資料の著作権については丹波県民局に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものと

する。また、受託者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

成果物	提出形式	提出期限
基礎調査結果報告書	データ (CD-R)	令和3年3月15日
TAMBA ブランド戦略推進構想	データ (CD-R) および A4 両面カラー刷 30 部	
TAMBA ブランド戦略推進構想 (概要版)	データ (CD-R) および A3 カラー刷 2000 部	
TAMBA ブランド戦略推進構想 (プレゼン資料)	データ (CD-R)	

- ※完成原稿は PDF、編集可能なデータは Word・Excel・Power Point とする。
- ※CD-R 1 枚にすべてのデータをまとめること。

7 業務の実施

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、作業指示またはその他委託者からの通知事項に疑義を生じた場合は、直ちに委託者に通知し、委託者は、直ちに回答する。
- (2) 受託者は、作業指示に基づき、指定日までに関係書類を委託者に提出し、検査を受けるものとする。
- (3) 委託者は、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受託者に対し期日を指定して、その補正をさせるものとする。
- (4) 受託者は、業務の処理を一括してほかの事業者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、委託者の承諾を受けること。また、承諾の際に、業務内容及び第三者の業務名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料を提出する。
- (5) この業務に関わる必要経費は、すべて契約金額の範囲内で処理すること。
- (6) 構想策定に要する素材収集 (写真撮影、有料・無料のストックフォト等) は、原則として受託者が行うこととする。
- (7) 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

8 その他事項

- (1) 受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受

託者が協議して定めるものとする。

- (3) 受託者は、業務中に知り得た個人情報などを他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行に伴い、緊急に委託者の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに委託者に連絡してその指示を受けることとし、委託者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置を取った場合は、事後直ちに委託者に報告するものとする。